

月城垓字出土木簡と日本古代木簡の比較

渡辺晃宏

はじめに

このたび月城垓字の発掘調査で、7点の木簡が出土した。まさに待望の出土である。出土木簡の解明は、本来まずその遺跡・遺構の理解の中で行われるべきで、木簡のみを取り上げて議論したり、まして日本の木簡と比較検討したりするなどは、時期尚早の感を免れない。しかし、今回出土した木簡は年紀記載のあるものを含むなど、月城垓字そのものや新羅王京、ひいては新羅史を考えるために、韓国木簡の理解にとっても、重要な意義をもつ資料になるのは確実である。そしてその理解が、東アジアの木簡文化を考える上でキーポイントであるのは言を俟たない。

そこで、私のような韓国史や韓国木簡の門外漢ができることとして、関係しそうな日本木簡を紹介して比較検討を行うこととする。今回の月城垓字出土木簡を検討するために、また韓国木簡のより深い理解のために、少しでも参考にしていただける点があれば、望外の幸せである。

1 韓半島から日本への木簡文化の伝播

東アジアの木簡文化を考える上で、韓半島から日本列島への伝播は、重要な課題である。この点が認識されるようになったのは、せいぜい今から20年前くらいのことである。日本の木簡研究の60年の歴史からいえば、まだ新しい課題である。

この課題を、問題意識として木簡研究者が共有するようになったのには、大別して2つの要因がある。一つは、日本における7世紀木簡の事例の増大である。今から30年前、藤原京木簡や、僅かの点数の飛鳥京木簡を除けば、7世紀木簡の実態はなお明瞭ではなかつた。ただ、7世紀木簡が歴史を書き換える可能性を秘めた資料であることは、租税貢進荷札の「評」の表記がいわゆる郡評論争に終止符を打ったことから、大きな期待とともに認識されるようになってはいた。そこに登場したのが、飛鳥池木簡、石神遺跡木簡の二大木簡群である。

藤原京期より前に遡る飛鳥淨御原宮時代の生の資料の出現は、初期の律令国家建設期の実態を如実に伝える資料として大きな注目を浴びた。また、日本の木簡文化としてみた場合、それがどこまで遡り、どこに源流があるのかに、俄かに注目を集める契機ともなった。

それに呼応するかのように出現したのが、韓国咸安の新羅時代の山城、城山山城の木簡であった。韓半島から日本列島への木簡文化の伝播が重要課題として認識されるようにな

った二つ目の要因である。周知のように、韓半島における木簡発見の歴史は1970年代に遡る。慶州雁鴨池における発見であった。雁鴨池木簡の出土は、韓半島における木簡文化の存在を明らかにし、中国簡牘、日本木簡とともに、東アジア共通なものとして木簡文化を理解する視点をもたらした。しかし、残念ながら、その後韓半島での木簡出土は単発的で、木簡研究が深まるには至らなかった。

それを大きく前進させる役割を果たしたのが、城山山城におけるまとまった出土だった。韓国木簡学会の設立に至る韓国木簡学興隆の経緯については私が多言を弄するまでもないことであろう。ここで確認しておきたいのは、城山山城の木簡の発見が、日本の木簡研究に与えたインパクトの大きさである。前述の7世紀木簡の増加と相俟って、日本の木簡のルーツ探しが俄かに脚光を浴びることとなった。韓半島から日本列島への木簡文化の伝播が、広く共通の課題として認識されることになったのである。

ただ、当初の議論は今から考えれば、かなり皮相な議論だったともいえる。それは、日本の木簡より古い6世紀に遡り得る時期の木簡だったこととともに、内容の吟味もないままに見かけ上の形状に着目したものだった。すなわち、城山山城木簡に多数含まれる荷札木簡の切り込みの位置が、一端のみの場合ほとんどが下端である点に注目し、日本の7世紀木簡にやはり下端のみに切り込みをもつものが多いという不確かな情報を過大に評価してしまったのである。落ち着いて比較検討すれば、城山山城の木簡と日本の木簡がかなり異質な様相を呈することは容易にわかるはずである。書かれている文字の書風だけでなく、分厚くゴツゴツした印象の材が多く、枝をそのまま木簡に用いる場合があるなど、形状の違いが顕著である。当然とも言えようが、むしろ雁鴨池の木簡との共通性が目立つ。その中で、下端のみの切り込みの共通性という、木簡を博搜すれば容易に誤りとわかる情報が、いわば一人歩きしてしまったのである。

2 多面記載の木簡

今回出土した月城塙字の木簡には、注目すべき点が多いが、ここでは日本の木簡との比較という観点から、論点を二つに絞って私見を述べていくことしたい。一つは多面記載の木簡について、もう一つは、複数行書き（以下、複行記載、と表記する）の書式について、以上の二点である。

まず、多面記載の木簡について考えてみたい。ここでいう多面記載の木簡とは、表裏両面以外に墨書のある木簡のことである。三面以上に墨書のある木簡のうち、木製品部材などの各面に墨書がある場合は除き、角柱ないしそれに準じる形状のものを取り上げることとする。

四面に墨書のある木簡は、15点程確認できるが、その多くは近世の角柱状の卒塔婆でここでは考察の対象から省く。当面比較検討すべき資料は、古代の次の8点である。

①平城宮第214号木簡（平城宮跡内裏北外郭官衙SK820出土）

- ・「画料継米径一寸二分 『大口大口』 」（第一面）
- ・「角長一寸五分 厚八分 繰口〔所カ〕太二寸六分」（第二面）
- ・「大長八寸六分 中径五寸六分 恵利径三寸二分 廣径一寸三分二朱」（第三面）
- ・「『大口 大大 []』 」（第四面）

174×10×9 011

（以下、木簡の釈文は基本的に報告書によったが、字配りなどを写真によって変更した場合があり、また木簡学会方式の凡例に従って表記した。）

図1は、報告書である『平城宮木簡一』の図版掲載の写真であるが、この写真の四面の配置は、遺物としてのこの木簡について誤解を与えかねないもので、注意を要する。すなわち、写真を見ると、第一面（以下、第〇面は、報告書の記載による）から左方向へ順に第二面、第三面、第四面が並んでいるように理解できるが、実際には、第二面、第三面、第四面の並び順は、第一面から見て右方向に順に並んでいるのである。これは遺物に即した写真や実測図の配置として極めて異例である（表裏両面と左右両側面に墨書がある場合、考古学的には、右から右側面、表面、左側面、裏面の順で並べることが多いので、表裏両面の場合は、右側に裏面、左側に表面の配置になるのが一般的だが、縦書きの文章は右行から左行に連なるのが普通であるため、日本の木簡の場合は、写真・実測図は右側に表面、左側に裏面を配置することが多い。但し、釈文は表面から始め、右側面を最後に置くこともある）。

そもそも報告書における第一面から第四面までの文章としての順序の理解はこれで正しいのであろうか。報告書でも提示されているように、第一面と第四面には「大」ほかの習書が記されている。この習書は本文とは別筆で、下部余白に「大」を習書する第一面の配置からすれば、習書は本文記載よりもあととのものとみられる。したがって、元々記載のなかった第四面が四面の中では最後の面であることは疑いがない。

そうすると、材を転がしながら記載したという前提で考える限り、現第一面→現第二面→現第三面→現第四面（上から見て左回り）の順で書いたか、現第三面→現第二面→現第一面→現第四面（上から見て右回り）の順で書いたかのいずれかとなる。

ここで注目すべきは、第四面と同じ「大」の習書が第一面下部にもあることで、同じ「大」の習書のある第一面が第四面の直前に続く面、すなわち当初の記載がある三面のうちでは最後に記された可能性が高い。両者は、「画料継米径一寸二分『大口大口』」の第一面の左

に、「『大口 大大 []』」の第四面が続く位置関係にあり、右から行を進めていく縦書きの記載順序とも整合する。

こう考えると、この木簡の記載順序は、先述の二つの可能性のうち、現第三面→現第二面→現第一面→現第四面の順、すなわち次のようにみるべきであろう（図2。赤外線写真）

- a 「大長八寸六分 中径五寸六分 恵利径三寸二分 廣徑一寸三分二朱」
- b 「角長一寸五分 厚八分 繼口〔所 カ〕太二寸六分」
- c 「画料継米径一寸二分 『大口大口』」
- d 「『大口 大大 []』」

内容を現代語訳してみると、次のようになる（習書部分は除く。なお、c面2文字目の「料」としている文字の字画はもう少し単純で、「利」の可能性がある。そうとすれば、「画利」は「ゑり」で、a面にある「恵利」の異表記と考えられる。またb面の「所カ」としている文字は、c面4文字目と同じ「米」の可能性があり、そうとすれば、「継米」は「つぎめ」の意味か）。

a面：大は長さ 25.8 cm、中径 16.8 cm、衿径 9.6 cm、広径 3.96 cm（1寸=3.0 cmで換算）

b面：角は長さ 4.5 cm、厚さ 2.4 cm、継目部分は太さ 7.8 cm

c面：衿部分の継目は径 3.6 cm、

記載はいずれも断片的で、文章をなすものではない。しかし、文字は丁寧で、单なる習書とは思われない。何らかの物品の長さ、直径、厚さ、太さなどを記載する実際的用途をもつ木簡とみられる。全体として、ある製品の大きさを示すとみられ、a面の記載からは、くびれをもつ壺のような輶轆成形の土器のプロポーションが思い浮かぶが、b・c面の記載との関係は定かではない。太さと径の差異も不詳である。用途として想定できるのは、製品の様（ためし=模型）くらいのところであろう（参考a 飛鳥池遺跡出土の釘様木簡）をが、現状の木簡としての長さ 174 mm はどの数字とも整合せず、細い角柱状の材に記した意図は明らかではない。いずれにせよ、四面墨書の木簡であっても、文書木簡としての機能をもつものではないことは明らかである。

②平城宮第3083号木簡（平城京二条条間路北側溝 SD5100 出土）

- ・「飯飯今今今印印印□ （表）①
- ・「今今今今今□〔食カ〕 飯□〔印カ〕 印印 （左側面）②
- ・「依□□〔依カ〕 依□〔依カ〕 已上□〔起カ〕 □月廿二□〔日カ〕 □ （裏）③
- ・「依依依依 □□〔印印カ〕 （右側面）④

(122) × 8 × 6 019

下は折損しており、両側面は割ったままの状態で調整していない。角柱状の材の四面に墨書がある（図3）。また、上端木口部には墨塗りがある。報告書は上記のように表面を最初に掲げ、左へ左へと見てゆく（右に転がす）順序で記している。縦書きとして自然な順序であり、①の木簡と同様に、aからdまでの記号を付すこととする。

a面：「飯飯今今今印印印□」（表）

b面：「今今今今今□〔食カ〕飯□〔印カ〕印印」（左側面）

c面：「依□□〔依カ〕依□〔依カ〕已上□〔起カ〕□月廿二□〔日カ〕□」（裏）

d面：「依依依依□□〔印印カ〕」（右側面）

内容は基本的に習書で、「飯」が3文字（a面：2、b面：1）、「今」が8文字（a面：3、b面：5）、「印」が8文字（a面：3、b面：3、d面：2）、「食」が1文字（b面：1）、「依」が8文字（c面：4、d面：4）を確認できる（断定していない文字も数に含めた）。報告書には取り立てて記述はないが、「已上□〔起カ〕月廿二□〔日カ〕」の部分は他とは内容的に異質で、意味のまとまりがある。期間の初めの期日を記す内容で、この部分のみは元々の木簡に書かれていた記載とみられる。文書木簡を縦に割いた断片を利用して、恐らくその木簡の内容に関連する習書を施したものであろう。内容的にも、aからdに至る順序で習書したとみて矛盾はない。

したがって、この木簡も四面墨書とはいっても、文書木簡としての機能をもつものではない。

③長岡京跡左京東二条大路出土木簡

- ・「繩紀□綱鯛鰐錢釘飯餅道有大舍人右十人正正□」（第一面）
- ・「右大臣錢延暦□年七月十三日右釘廿五□近江国蒲生郡」（第二面）
- ・「□□行道今□〔琴カ〕蘭□〔年カ〕有□□〔前カ〕牧□□〔魚神カ〕成□倉□□〔塩カ〕□」（第三面）
- ・「□〔繼カ〕繩」（第四面）

(480)×35×30 065 (『木簡研究』25、60頁(1))

下端を欠損する何らかの木製品の部材の四面に墨書がある（図4）。上端は枘（ホゾ）状に加工されており、この部分には墨書はない。枘部分には第二面から第四面に貫通する四角い穿孔が設けられている。第二面・四面上部に貫通した孔が残る。報告書では、通常縦書き記載に準拠する形で第一面から左へ順に面の番号を付し、釈文を立てている。第二面に明瞭なように、意味的なまとまりを持ち文意を確認できる部分もあるが、全体としては習書木簡とみられる。

意味のまとまりの採れる部分としては、第一面の「大舎人」、「右十人」、第二面の「右大臣錢」、「延暦〇年七月十三日」、「右釘廿五」、「近江国蒲生郡」、第四面の「継縄」がある。このうち第二面の年紀部分の残画は「八」または「十」の可能性があるとされており、「十」であれば、第四面に見える（藤原）継縄の右大臣在任期間（延暦九年二月任）と整合し、第二面の「右大臣」との関わりも浮上する。一連の史料（文書木簡や紙の文書など）を面を分けて習書している可能性が考えられよう。

一方、第三面も同一文字の墨書はなさそうで、何らかの出典を持つ文章の可能性がある。また、第一面には同一文字の記載や、共通の偏をもつ文字が列記された部分がある。一字目「縄」から四文字目の「綢」まではいずれも糸偏の文字であり、五文字目の「鯛」と六文字目の「鰯」は魚偏、七文字目の「錢」と八文字目の「釘」は金偏、九文字目の「飯」と十文字目の「餅」は食偏で、それぞれ偏を共有する文字が列記されている。四文字目の「綢」と五文字目と「鯛」は、旁の「周」を共有し、糸偏から魚偏に移るにあたり、旁に着目した連想であることがわかる。また、「縄」「錢」「釘」のように、他面に書かれた文字と共通するものが含まれていることは、第二面と第四面の内容を見て記している可能性を想定できよう。

そうであるならば、この木簡の記載順は、互いに関係する第二面→第四面（記載の少ない第四面をあととみる）、続いてこれに関連する習書を含む第一面、最後にこれらと全く無関係の典籍などを典拠として習書した第四面ということになろう。表裏関係にある面にまず記載し、その後に左右側面に墨書したことになる。したがって、形状は角柱状で四面墨書ではあるが、転がしながら左へ左へと書き継いでいく四面墨書木簡の範疇では捉えられない木簡であると結論づけられよう。

④観音寺遺跡論語木簡

(表 面) □〔冀カ〕□依□□〔夷カ〕平□□〔還カ〕止□〔耳カ〕所中□□□

(裏 面) □ □ □ □ 平

(左側面) 子曰 学而習時不孤□平□自朋遠方來亦時樂乎人不知亦不愠

(右側面) []用作必□□□□□〔兵カ〕□人[]□□□〔刀カ〕

(653)×29×19 065 『観音寺遺跡1』77号木簡

『論語』学而篇の習書のある木簡（図5）。上下を欠損しているが、角柱状の細長い材の四面に墨書がある。報告書では幅の広い方を表裏とし、そのうち文字数の多い面を表面としたようである。その場合、論語の習書がある面は左側面に相当する。報告書によると、この面の文字は筆画の左端部が欠けたものがあるので、左側面に論語を記したあと、表裏

にあたる面を少し削って別の文字を習書したと考えられている。論語の習書は左側面にしか見えないが、報告書の理解に立つと、元は角柱状の材で、他面にも論語が書かれていた可能性も否定できない。すなわち、韓国金海市の鳳凰洞遺跡出土の公治長篇を四面に記す論語木簡と同様の、いわゆる觚の形態の木簡であった可能性が考えられる。現状では論語とは関係ない習書が三面に書かれているけれども、内容的に関連をもつ四面墨書の木簡の一例だった可能性はあることになろう。

判読できない部分が多く、記載の順序や内容に不明確な点が残るためなお断言はできないものの、これほど日本の木簡と韓半島の木簡に類似点の多い事例は少なく、韓半島からの渡来系の人々が作成に直接関わった可能性も含め、中国を含めた東アジアをつなぐ重要な資料といえるだろう。

⑤山形県生石（おいし）2遺跡出土木簡（SD100出土）

- ・「養養養養見〔親カ〕者有□〔養カ〕有神是是是是是」
- ・「[]」
- ・「[]□□〔解申カ〕[]」
- ・「[]」

483×40×19 011 （『木簡研究』9、90頁(1)）

棒状の木簡の四面に墨書がある。幅が厚さの2倍以上あり、棒状とは言い難い形状となる。内容は習書で、「養」が5文字、「親」が1文字、「者」が1文字、「有」が2文字、「神」が1文字、「是」が5文字分それぞれ読み取れる。第三面に「解申」という内容のまとまりが見られる部分が辛うじてあり、あるいはこの部分が木簡本来の文字で、一番最初に書かれた部分なのであろう。これも四面墨書とはいっても、文書木簡としての意味合いをもつものではない。

⑥鹿児島県京田（きょうでん）遺跡出土木簡

- a 告知諸田刀□〔祢カ〕等 勘取□田二段九条三里一曾□□（第一面）
- b 右件水田□□□子□〔息カ〕□□□□□□□（第二面）
- c 嘉祥三年三月十四日 大領薩麻公（第三面）
- d 擬小領（第四面）

(400)×26×28 081 『木簡研究』24、155頁(1)

上下両端を欠損している。一部に樹皮が残る。角柱状の材の四面に文字を記す（図6）。杭状の木簡の上下を逆転させ、当初の上端を尖らせた上で、杭列の杭の一本として再利用

したために遺存した資料である。嘉祥3年は850年。

各面の記載は内容に連関があり、右へ右へ回転させながら右から左へと通常の順序で一連の内容を記している（上から見て右回りに読む）。「告知」から始まる木簡としては、平城京東三坊大路東側溝出土の9世紀前半の天長年間頃とみられる、いわゆる告知札（馬の搜索を依頼したり、逆に捕獲した馬の持ち主を尋ねる内容の、立て札状の看板の木簡）が知られている。これらの木簡は、道路通行者への掲示を主眼とするため、墨書は片面で、掲示用に通常の木簡よりはかなり厚めで、かつ縦長ではあるが、大きな文字で複数行の記載ができる一定の幅をもった形状の材を用いている。三点ある完形品の大きさは、長さ993mm×幅73mm×厚さ9mm（参考b）、長さ1134mm×幅51mm×厚さ7.5mm、長さ876mm×幅50mm×厚さ7mm、また、上端のみ残り下部を欠損する資料は、長さ(266)mm×幅58mm×厚さ4.5mmである。いずれも2、3行の記載が出来る幅を確保している。

これに対し京田遺跡出土の⑥は、幅と厚さがほぼ同じ角柱状の材の各面に1行ずつ墨書している。内容的にも郡司（長官の大領、次官の擬少領。但し自署は確認できない）が土地の帰属を証明する内容を記し、全体として一つの完結する内容となっている。書き出しの面をどの方向に向けるかによって、どの方向を優先させるかという区別はあるかも知れないが、どちらから近づく者にもその土地の帰属を意思表示をできるように、基本的に全方位に向けた掲示機能を担う形状である。すなわち、四方から見られるのを予想した境界杭を兼ねた榜示木簡といってよい。特殊な機能をもつ木簡ではあるが、角柱状という形状はまさにその機能に相応しいということができよう。このような木簡は日本では他に類例がないけれども、機能から考えると、同様の木簡が他の地域でも多数作られていて全く不思議はない。

⑦飛鳥池遺跡出土論語木簡

（表 面）觀世音經卷

（左側面）支為□〔照カ〕支照而為

（裏 面）子曰學門是是

145×21×20 011 （『飛鳥藤原京木簡1』245）

以下に紹介する2点は、現状で三面に墨書のある木簡である。⑦は、角柱状の完形の材の三面に墨書がある（図7）。觀世音經（表面）、論語（裏面）、それに内容不詳の習書（左側面）からなるが、それぞれの関係は明らかではない。

⑧飛鳥池遺跡出土千字文木簡

(表面) □□□□□ [薑海鹹河淡カ]

(左側面) 推位□ [譲カ] 国

(裏面) □□□□□□

(156) × (10) × 24 (『飛鳥藤原京木簡 1』246)

三面に千字文の字句が記された木簡 (図 8)。左側面とされる「推位譲國」の墨書された面の左右は原形を保っているが、表裏とされる面は左右を欠損している。

表面の「薑海鹹河淡」は、『千字文』の第 16 句末尾から第 17 句、左側面の「推位譲國」は同第 23 句に相当する。当該部分の『千字文』本文を示すと次のようになる (数字は千字文の句の番号を示す。ゴチックは木簡に読み取れる文字)。

15 果珍李柰 16 菜重芥薑

17 海鹹河淡 18 鱗潛羽翔

19 龍師火帝 20 鳥官人皇

21 始制文字 22 乃服衣裳

23 推位譲國 24 有虞陶唐

25 引民伐罪 26 周發殷湯

元々は角柱状の材の四面に、千字文を少なくとも二句ずつ以上書いていたとみられる。

縦書きに一般的な右から左への筆写が行われているならば、第 18 句から第 22 句までの 5 句 20 文字が、表面下部または左側面上部に続いていたはずである。6 句分の間を置く第 17 句と第 23 句が同じ高さに並んでいることに基づいて全体の割り付けを復元すると、既に橋本繁氏の論及があるように (『東アジアにおける文字文化の伝播』『韓国古代木簡の研究』所収)、冒頭句「天地玄黃」から一面に 6 句ずつ記して左の面に改行していくと仮定すると、第 17 句は第三面末尾に、第 23 句は第四面末尾にうまく割り付けられる。全体の割り付けを示すと次のような。

(第一面) 天地玄黃 宇宙洪荒 日月盈昃 辰宿列張 寒來暑往 秋收冬藏

(第二面) 閏余成歲 律呂調陽 雲騰致雨 露結為霜 金生麗水 玉出崑崙

(第三面) 劍号巨闕 珠称夜光 果珍李柰 菜重芥薑 海鹹河淡 鱗潛羽翔

(第四面) 龍師火帝 鳥官人皇 始制文字 乃服衣裳 推位譲國 有虞陶唐

この復元によると、第一面には第 5 句の「寒來暑往」付近が記されていたことが想定できるが、第一面上部の残画は、まさに「寒來」の一部とみて矛盾はなく、この想定を裏付けよう。すなわち、この木簡は本来の木簡の下端に近い部分の断片であり、読めていない部分の寸法も考慮するならば、この木簡の原形は現状の 3 ないし 4 倍程度の長さをもつ長大なものだったことが想定できよう (橋本氏は 90 cm 程度と想定するが、読めていない部分

の存在を考慮すると、60 cm程度であれば収まりそうである）。さらに臆測を加えると、『千字文』250 句全体を記していたとすれば、同形の木簡が全部で 11 本あった（24 句×10 本+10 句×1 本）と推定することもあながち荒唐無稽とはいえないであろう。

以上、日本の多面墨書の事例を紹介し、簡単な考察を加えた。日本でも多面に墨書する木簡の事例はないわけではないが、今回月城核字で出土した中国簡牘の觚に由来するとみられる木簡の例はごく少ないことがわかる。可能性のあるのは、京田遺跡の榜示木簡、観音寺遺跡の論語木簡、飛鳥池遺跡の千字文木簡程度であろう。このうち京田遺跡の榜示木簡は形態的には觚の形状をとるが、土地の帰属を示すために現地に立て、四周から見えるようにするための形状で、觚に直接由来するものではない可能性もある（日本の近世以降の角柱状の卒塔婆に四面墨書が多いのも、卒塔婆の形状とともに、掲示という機能を重視した点に要因があろう。由比ヶ浜南遺跡の多角柱状塔婆や、圓應寺跡の角塔婆など）。また、観音寺遺跡の論語木簡と飛鳥池遺跡の千字文木簡は、複数本セットにして典籍を記す機能を果たした木簡の可能性がある。韓国の論語木簡との類似性は高いが、中国簡牘の觚の機能とは直接は結びつかないようである。

このように、日本でも四面墨書という中国簡牘の觚に対応する木簡の使用法は知られていたが、特別の場合を除きそれを実用に供することはなかったとみてよい。四面墨書を利用するよりも、幅広の木簡を用意して複数行記す方が、書ける文字数からいっても効率的である。また、それ以上の記載が必要な場合は、紙の利用が可能だったのであろう。日本が律令に基づく文書行政に木簡を活用する際に觚の使用を基本的に継承しなかったのは、材の調達と筆記の効率性、そして紙木併用の利便性に由来するといってよかろう。

ではなぜ韓半島諸国では觚の使用を受容したのか。觚の形状でなければならない、あるいはその形状である方がよい、機能上の特徴があったのであろうが、その点を考えることも、日本に觚が受け入れられなかつた理由の解明には欠かせない要素となろう。

なお、日本の木簡には、表裏で書き切れずに記載が側面に及んでしまう例が僅かだが存在する（参考 c）。紙の利用を前提として、多面記載の伝統は基本的には受け継がれていないが、日本木簡における面の利用はかなり臨機応変の面がある。

3 複行記載の木簡

次に、複数行書きの木簡（本稿では、複行記載と表記する）について検討したい。日本の木簡については、7 世紀の木簡は1行書きを基本としていたが、8世紀以降徐々に2行書き以上の複数行に及ぶ墨書のある木簡が増加していくと考えられる。その代表的な例を図 9 に掲げる。大宝律令の施行による文書行政の本格的導入が、複行記載の木簡が生まれる

重要な契機になったのである。それは、上申文書に比べて発生が遅れる下達機能をもつ文書木簡の発生とも密接に関係しているだろう。

ただ、日本の木簡における複行記載の発生は、実は木簡の機能によって若干の違いがあり、文書木簡については概ねこの理解があてはまるが、荷札木簡については7世紀段階から整った複数行の墨書をもつ木簡は出現しており、複数行に分けて記載する荷札木簡は、7世紀段階で既に普及し始めていた可能性がある（最古の事例は、乙丑年〈665〉の三野国（荷札。後掲図10）。すなわち、複行記載の問題は、木簡の機能ごとに分けて考える必要がある。

この点を考えるにあたっては、複行記載とは何かを考えておく必要がある。すなわち、複行記載と割書の区別の問題である。複行記載とは、改行して行を追って墨書を行う書式である（中国簡牘の「両行」に相当）。一方、割書とは、a一行に書くのを基本としながら、単に文字の割り付けの関係で部分的に（特に末尾部分）二行に分けて書く場合や、b同じく一行に書くのを基本としながら、多数の項目を列記するために部分的に複数行の割書きにしたり、さらにこれを繰り返して段組みにしたりする場合など（中国簡牘の「牘」に相当するもの）で、これらは明瞭に区別することができる。荷札などにおいて既に7世紀段階で複数行書きが出現しているように見えるのは、文書木簡と違って記載する分量の予測が比較的容易であるため、その時々の成り行きに任せて適宜割書きを併用するのではなく、予め記載すべき分量と余白を考慮しつつ割り付けを決めることができたからであろう。すなわち、aの範疇で把握することができると考えられよう（ちなみに日本の荷札木簡で複行記載と明確にいえる事例は極めて少ない）。そうであれば、7世紀の木簡に出現する荷札における複数行の記載は、厳密に言えば複行記載として捉えるのではなく、割書きの一種として理解すべきなのである。

さて、それでは韓国の木簡の複行記載の事例はどうであろうか。韓國木簡では、中国の牘の系譜を引く割書や段組を書式とする木簡の存在は知られていた（例えば、扶余双北里遺跡出土の佐官貸食記木簡など）が、複行記載の木簡はこれまで日本以上に知られていないかった。反面、慶州雁鴨池や月城核字、城山山城などの新羅の木簡（今回の月城核字の木簡にも含まれる）だけでなく、百濟の扶余陵山里寺址出土の支薬児食米記木簡などにも顕著なように、觚の系譜に属する角柱状の多面記載の木簡の存在が明らかになっていた。日本には、先に述べたように、觚の系譜につながる多面記載の木簡は基本的に存在しなかつた。このため、日本の複行記載が、どのような経緯で生み出された書式なのかも明らかではなかった。

こういう状況に出現したのが、羅州伏岩里遺跡の一号木簡であった。この木簡は、丸味

のある穏やかな六朝風の書体、幅広で比較的薄い材を用いる形状などが、日本の7世紀末から8世紀初頭の木簡、ことに長屋王家木簡に酷似しており、私が日本の木簡のルーツを百済に求める契機になった資料である。ここではさらに、幅広という形状とも関連する複行記載であることに注目したい。幅広の材を用いる木簡は、用いられる材の樹種に規制される形で、韓国木簡には多くない。その調達が難しい材を敢えて用意していることからすれば、複行記載を行うという目的が重視されていたことを物語ると言つてよいだろう。換言すれば、材の制約を乗り越える強い意志が生まれていたのである。これは城山山城木簡だけでなく、雁鴨池木簡を含めた新羅の木簡には見られなかった特徴で、百済の木簡の特性と考えられてきた。日本の木簡のルーツを百済木簡に求める根拠ともされたのである。

今回月城塙字から出土した木簡には、複行記載の木簡が、2点含まれる。このうちの1点は、切り込みのある形状からみて、付札であり、ここでの議論の対象からは省く。内容は充分把握できないが、間隔をあけた記載から見ると、複行記載というよりは、むしろ前述の割書、段組の範疇で理解すべき書式とみられる。

一方もう1点一つは、上端が欠損しているものの、複行記載とみてよい。特に、裏面の3行目の余白を残して記載を終えていることは、この点を裏付ける（表面は充分には釈読できず、まず見出しを大きく記し、そのあとを複行にしている可能性もある）。これまで事例のなかった新羅木簡における初めての複行記載文書木簡の事例といえる。

しかも、そこには干支年による年紀が記されており、表面には「丙午年」（……406、466、526、586、646、706、766……）、裏面には「戊戌年」（……398、458、518、578、638、698、758……）と「丙午年」と読み取れる部分がある。この年紀を具体的に西暦何年とみるかは、ひとり月城塙字や新羅史との理解だけでなく、日本木簡のルーツやその基本的な理解に関わる重要な課題である。東アジア木簡学の課題といつても過言ではなかろう。

この点の解明は、木簡に書かれている文字の解読だけでなく、木製品としての理解、そして何よりも考古遺物としての出土状況や遺構、遺跡の総合的理解の中で行う必要があり、現段階の所与の情報だけでは充分な検討は難しく、また結論を急ぐべきではなかろう。そもそも木簡が塙字のどの地点のどの層位から出土し、どのような共伴遺物があるのかをまずはきちんと把握するのが先決である。塙字が完全に埋まり切った時期が、木簡の年代の下限であるという以上のこととは、今の段階での私にはいえない。

ここでは、日本における干支年木簡の状況を簡単に紹介し、月城塙字の干支年代を考えるための参考に供したいと思う。

日本の木簡で干支年表記のある木簡は、現在約100点を数える。最古の年紀は難波宮出土木簡の戊申年で、648年にあたる。

- 「『口』『稻稻』 戊申年□□□
□□□□□□□
〔連カ〕」
- 「『[]』 支□乃□
佐□□十六□ 』」

(202) × (27) × 3 081 『木簡研究』22、47頁

しかし、この木簡は文字の残りが悪く木簡の用途を特定できない。これに続くのが兵庫県三条九ノ坪遺跡の壬子年（652年。『木簡研究』19、144頁）、藤原宮跡の辛酉年（661年。『木簡研究』5、81頁）と癸亥年（663年。『飛鳥藤原宮跡出土木簡概報6』）であるが、いずれも木簡としての用途を特定できない。

干支年記載のある木簡でかつ機能が明瞭なもので最古の年紀をもつのは、石神遺跡出土の乙丑年（665年）である（図10）。

- 「V乙丑年十二月三野国ム下評」
- 「V大山五十戸造ム下マ知ツ
□人田部児安 」
〔從カ〕」

152×29×4 032 『木簡研究』26、22頁

三野（美濃）国ム下評大山五十戸からの米とみられる貢進物の荷札の木簡である。また、同じ乙丑年の文書木簡とみられる木簡が、長野県屋代遺跡群からも出土している（『木簡研究』18、112頁）。

干支年による年紀記載の実例は天武朝に入ると増加し、701年に大宝令が施行され年号大宝が定められるまでは少なくとも使い続けられたが、日本の木簡を考える上で幸いなのは、干支年記載のある木簡の年代幅が狭いことである。年紀記載のない木簡で遺跡や遺構の状況から最古とみられるものは7世紀の第二四半期、せいぜい630年代以降である。そのため、干支年記載の年代を特定するにあたり、複数の可能性を考慮する必要がほぼないのである。

ところで、年号大宝の施行によって、干支年の使用が直ちに行われなくなったわけではない。そのことを明らかにするのも出土木簡の役割で、確実に701年以後のものでありながら干支年を使用している事例が数例知られている。辛丑年（701年）1例、壬寅年（702）1例、癸卯年（703年）2例、丁未年（707年）1例で、このうち癸卯年1例と丁未年は同じ木簡に登場する事例で、今回の月城核字木簡にも通じる部分があるので、紹介しておく（図11）。

〔入カ〕

「癸卯年太宝三年正月宮内省□四年□□
年慶雲三年丁未年慶雲肆年孝服

(265)×30×4 081 『平城宮木簡7』11285号

この木簡は複行記載の木簡の好例でもあるが、ここでは複数の干支年が登場することに注目したい。干支年で年紀を記載しているとはいっても、実は年号との併用である。それまで使い慣れた干支年を先に記すなど、干支年使用から年号使用への過渡期ならではの配慮といえよう。この木簡でその点以上に注目しておきたいのは、干支年記載が複数回登場することである。年を追った数年分にわたる記載であり、この木簡の場合は、記載者の官人としての経歴を記したもの、現代風の言葉で言えば、履歴書の木簡ということになろう。当然のことながら、この木簡の作成年代は、最も新しい年紀である「丁未年慶雲肆年」よりもあと、ということになる。前述の藤原宮跡出土の干支年木簡が、藤原京に遷都した694年よりも30年も遡る年紀を記しているのも、あるいは同様の事情によるのかも知れない。

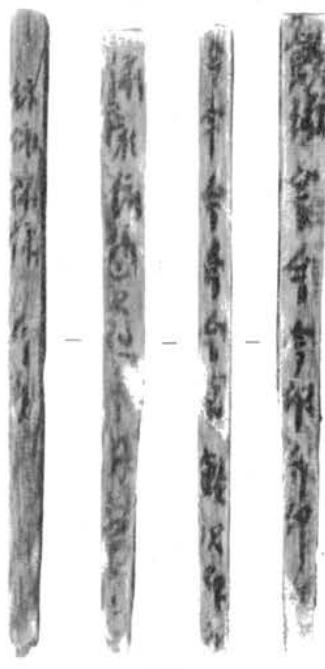
今回の月城塙字出土木簡には、同じ木簡に戊戌年と丙午年が共存している。丙午年は戊戌年の8年後に続く干支であり、年を追った記録とみて不自然ではない。当然、丙午年よりもとの使用・廃棄ということになる。

おわりに

多面記載は日本には基本的に継承されない。一方複行記載は日本木簡に継承された。そこにはさまざまな要因があろうが、多数の文字を記す媒体が必要とされなかつた7世紀段階から、大宝律令の施行により律令文書行政の本格的な導入が図られた8世紀段階への移行と密接に関わるものであった。木簡の書式というと、些細なことのようではあるが、韓国、日本それぞれの事情を如実に反映したものだったのであろう。

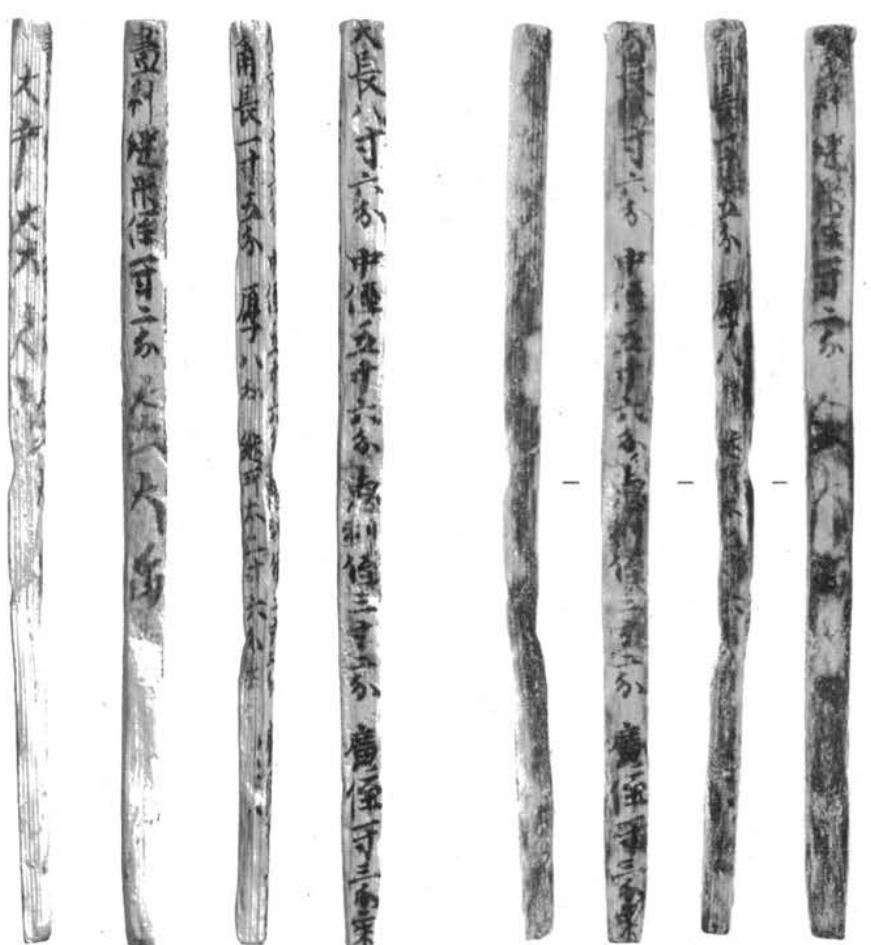
また、韓国木簡において、今回複行記載が普遍的に存在した可能性が明らかになり、多面記載と併存していたことになる。日本への伝播という点で、百済の木簡であれば出現しても不思議はないと考えてきた複行木簡が、新羅の木簡から出現した意義は小さくない。これまで私自身が思い描いてきた木簡文化の流れは、韓国木簡には中国南朝—百済という流れと、中国北朝—高句麗・新羅という流れがあり、統一新羅時代には両者が融合する一方、日本へは百済人の手によって木簡文化が伝えられた、という漠然としたものであった。今回の複行記載の木簡の年代によっては、根本的な考え方直しが必要になるであろう。また、多面記載の木簡の伝播についてもさらに慎重な検討が必要である。さらに、百済木簡、新羅木簡という区分に意味があるのかないのかも含め、今後の木簡の類例の増加をまってさらに慎重に検討していく必要がある。

本稿は日本木簡研究の立場からの比較検討で、その点はなお充分な見通しは示し得ないことをご寛恕いただき、拙い稿を閉じることとする。



3083

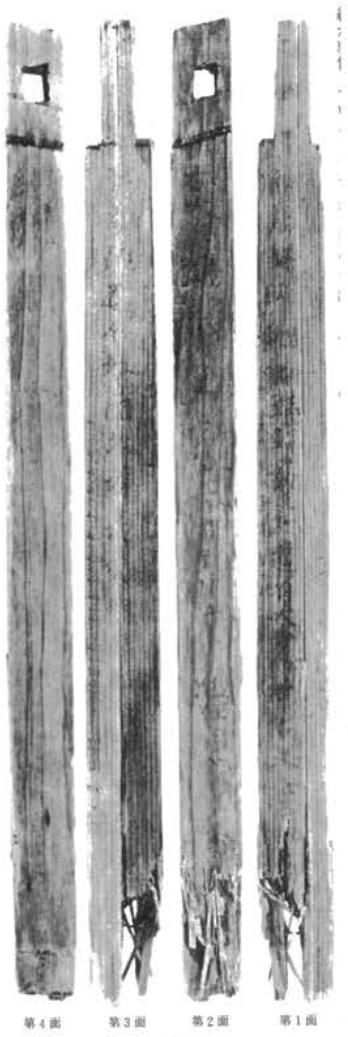
図3 平城宮木簡3-3083



214

図2 平城宮木簡1-214
赤外線写真（並べ直したもの）

図1 平城宮木簡1-214



第1面

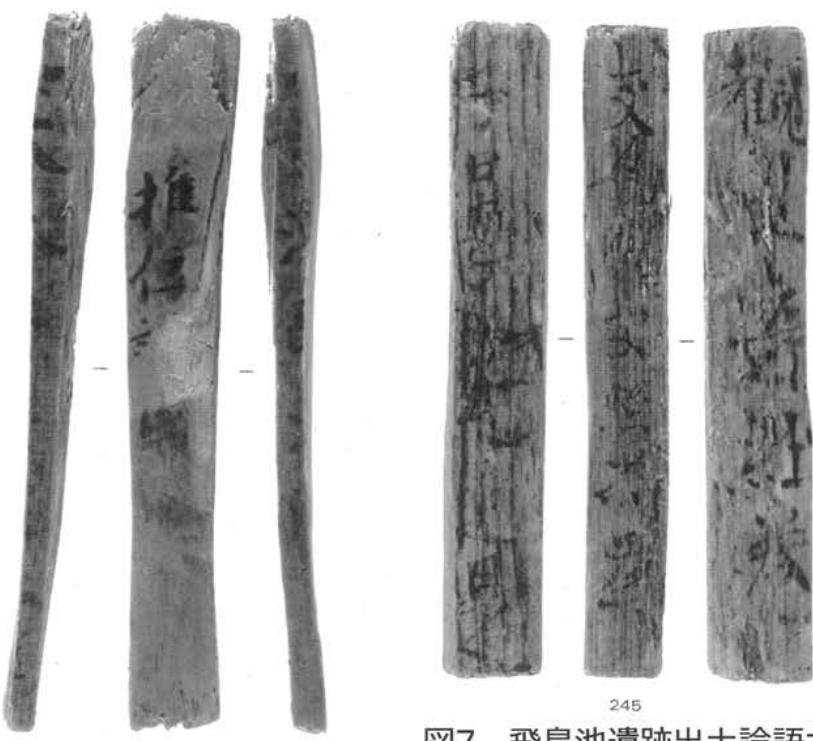
第4面

第3面

第2面

(1)

図4 長岡京跡
左京東二坊大路出土木簡



246

図5 飛鳥池遺跡出土木簡

図6 飛鳥池遺跡出土千字文木簡



図6 京伝遺跡出土榜示木簡
(赤外線写真)



図5 観音寺遺跡第77号論語木簡
(赤外線写真)

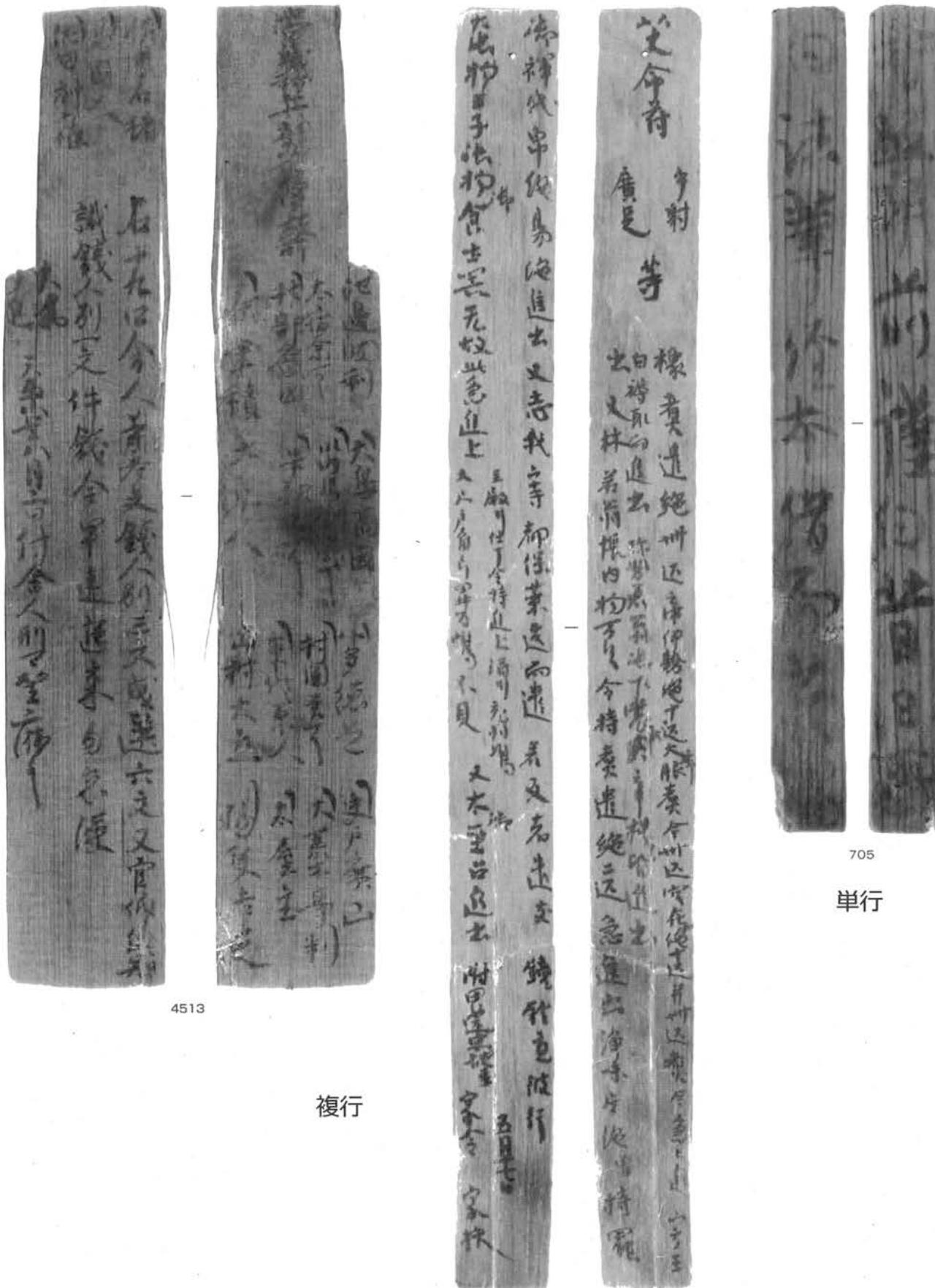


図9 左から、二条大路木簡（736年。平城京3-4513。261×42×3）、
長屋王家木簡（710年代前半。平城京2-1688。515×43×4）、
飛鳥池木簡（7世紀末。飛鳥藤原京1-705。223×20×3）

